

## 2

## 訴訟に関わる人々

総合 6頁

### 第1. 裁判所

#### 1. 管轄

裁判所には簡易・地方・家庭・高等・最高裁判所の区別が存在し、また、裁判所は全国各地に所在する

→刑事事件の裁判権は、裁判所法の定めるところに従って各裁判所に分配されており、裁判権の分配のことを「管轄」という （司）

H24-37[22]-I

##### (1) 管轄の分類

##### ア 事物管轄 （司）H20-21-ウ

刑事事件の第一審に関する分配のうち、事件の軽重による分配のこと

##### (ア) 簡易裁判所（裁判所法33 I ②）

- ・ 罰金以下の刑に当たる罪の事件
- ・ 選択刑として罰金が定められている罪の事件
- ・ 常習賭博罪・賭博場開帳図利罪、横領罪、盗品譲受け等の罪の事件

##### (イ) 地方裁判所（裁判所法24）

- ・ 原則として、一切の事件について管轄権を有する
- ・ 例外として、高等裁判所の特別権限に属する事件（内乱に関する罪の事件）と罰金以下の刑に当たる罪の事件については管轄権なし（裁判所法24②）

##### (ウ) 家庭裁判所

- ・ 少年法で定める少年の「保護事件」について管轄権を有するのみ（裁判所法31の3 I ③）
- ・ 少年の「刑事事件」は地方裁判所又は簡易裁判所が審判する

##### (エ) 高等裁判所（裁判所法16④）

- ・ 内乱に関する罪の事件について第一審を担う

## イ 土地管轄

刑事事件の第一審に関する分配のうち、事件の土地的關係による分配のこと

- ・各地に存在する下級裁判所については管轄区域が定められている（下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律 2）
- ・各地の下級裁判所は、犯罪地又は被告人の住所・居所・現在地が自己の管轄区域に属する事件について管轄権を有する（2 I）
- ※ 複数の裁判所に土地管轄が認められる場合、公訴提起を受けた裁判所は、適当と認めるときは、検察官・被告人の請求により又は職権で、事物管轄を同じくする他の管轄裁判所に移送することができる。ただし、証拠調べが開始した後は移送することができない（19 I・II）

## ウ 審級管轄

刑事事件の上訴審に関する分配のこと

## (ア) 控訴審

- ・すべて高等裁判所が管轄する（裁判所法16①） 短 司H19-38-ウ,H25-39[26]-イ

## (イ) 上告審

- ・最高裁判所の管轄に属する（裁判所法 7 ①）
- ・刑事事件では高等裁判所に裁判権なし（裁判所法16③参照） 短 司H26-40[26]-イ

## (ウ) 抗告審

- ・特別抗告に対する審判は最高裁判所が担う（裁判所法 7 ②）
- ・一般抗告に対する審判は高等裁判所が担う（裁判所法16②）

## (2) 管轄の調整（法定管轄による不都合の修正）

## ア 訴訟係属が競合してしまった場合

- ・同一事件が事物管轄を異にする数個の裁判所に係属するとき  
→上級裁判所が審判する（10 I）  
ただし、検察官又は被告人は下級裁判所に審判させることを請求し得る（同 II）
- ・同一事件が事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するとき  
→最初に公訴を受けた裁判所が審判する（11 I）  
ただし、検察官又は被告人は後に公訴を受けた裁判所に審判させることを請求し得る（同 II）

## イ 管轄裁判所が明らかでない場合

- ・裁判所の管轄区域が不明確で管轄裁判所が定まらないときや、管轄違いの裁判が確定した事件について他に管轄裁判所がないとき  
→検察官の請求により直近上級の裁判所が管轄を定める（15）
- ・法律による管轄裁判所がないとき又はこれを知ることができないとき  
→検事総長の請求により最高裁判所が管轄を定める（16）

- ウ 管轄裁判所による裁判権の行使が不可能又は不公正となる場合
- ・「管轄裁判所が法律上の理由又は特別の事情により裁判権を行使し得ないとき」や、「地方の民心、訴訟の状況その他の事情により裁判の公平を維持することができない虞があるとき」  
→検察官は直近上級の裁判所に管轄移転の請求をしなければならない（17 I）  
被告人も同様の請求をすることができる（同 II）
  - ・検事総長が「犯罪の性質、地方の民心その他の事情により管轄裁判所が審判をするときは公安を害する虞があると認める場合」  
→最高裁判所に管轄移転の請求をしなければならない（18）
- (3) 関連事件の管轄
- ・数個の事件の間に、「一人が数罪を犯したとき」、「数人が共に同一又は別個の罪を犯したとき」又は「数人が通謀して各別に罪を犯したとき」という関係が認められる場合、それらの事件は関連事件と扱われる（9 I）
  - ・数個の事件が事物管轄を異にする場合、基本的には、事件ごとに異なる裁判所が管轄することになる  
→関連事件であるときは、上級裁判所が併せて管轄することができる（3 I）  司H23-25[17]-オ
  - ・数個の事件が土地管轄を異にする場合、基本的には、事件ごとに異なる裁判所が管轄することになる  
→関連事件であるときは、一個の事件について管轄を有する裁判所が併せて管轄することができる（6）